

福祉機器「車いす」借用証書

令和 年 月 日

社会福祉法人大野町社会福祉協議会長 様

住 所 大野町大字
氏 名
電 話

令和 年 月 日付けで貸付決定通知のありました「車いす」については、
正に借用しました。

- ① 借用にあたっては、福祉機器貸与事業運営要綱に基づいて、適切な維持管理を誓約
します。
- ② 借用した福祉機器は、他人に貸与又は、譲渡はしません。
- ③ 借用の必要がなくなった場合は、速やかに返還します。
- ④ 借用した福祉機器を過失により、盗難、その他重大な損傷を受けた場合の賠償責任
を命ぜられても異議はありません。